

# 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成 31 年 1 月 25 日

原村農業委員会

## 第 1 基本的な考え方

平成 28 年 4 月 1 日に農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

原村においては、夏場の冷涼な気候を活かし、セルリー、ブロッコリー、ホウレンソウなどを中心とする野菜栽培及び花卉栽培が積極的に行われているが、高齢化による農業従事者の減少や担い手不足が進み、遊休農地の増加が懸念されている。

このような状況の中、遊休農地の発生防止や解消に向けた取り組みの強化、中核的担い手となる認定農業者、新規就農者の確保・育成、農地中間管理事業などを活用した農地集積・集約化に取り組む必要がある。

以上のような観点から、地域の特色を活かしながら活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、原村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

また、この指針は、原則 3 年ごとに検証・見直しを行う。

## 第 2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 30 年 12 月)	1, 159ha	18. 0ha	1. 55%
3 年後の目標 (平成 33 年 12 月)	1, 159ha	16. 5ha	1. 42%

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地パトロール（利用状況調査）と利用意向調査の実施について
- 農業委員と推進委員、関係機関、地区などによる農地パトロールを実施し、その結果を基に農地の利用意向調査を行う。なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず適宜実施する

○ 利用意向調査の結果を踏まえ、利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

○ 利用意向調査の結果を基に、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを推進する。

○ 農地の立地・形状が悪く、受け手がない地域では、農地中間管理機構と連携した基盤整備事業の活用を検討し、地域に応じた取り組みを推進する。

③ 非農地判断について

○ 農地パトロールと同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 30 年 12 月)	1,159ha	252.9ha	21.8%
3 年後の目標 (平成 33 年 12 月)	1,159ha	262.9ha	22.7%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」見直し・検討について

○ 認定農業者、認定新規就農者、規模拡大農家等を地域の中心となる経営体と位置付け、「人・農地プラン」の見直し・検討に積極的に関与する。

② 農地中間管理機構との連携について

○ 農業委員会は、村、農地中間管理機構、JA等と連携し、推進委員を中心に、担い手（新規就農者を含む。）への農地集積を推進するため、担い手との情報共有・調整・相談業務等を行い、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換について利用権の再設定を推進する。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
平成 29 年度	0
3 年間の目標	3

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 関係機関との連携について

県農業改良普及センター、J A、村などと連絡を密にし、管内農地の借り受け意向がある新規参入者の情報を収集し、必要により農地のあっせんなど支援を行う。